

低炭素建築物の認定

北九州市版

1 低炭素建築物の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年12月4日に施行され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

対象建築物は、市街化区域内において新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするものです。建築主の方は国土交通省令で定めるところにより低炭素化のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとなりました。

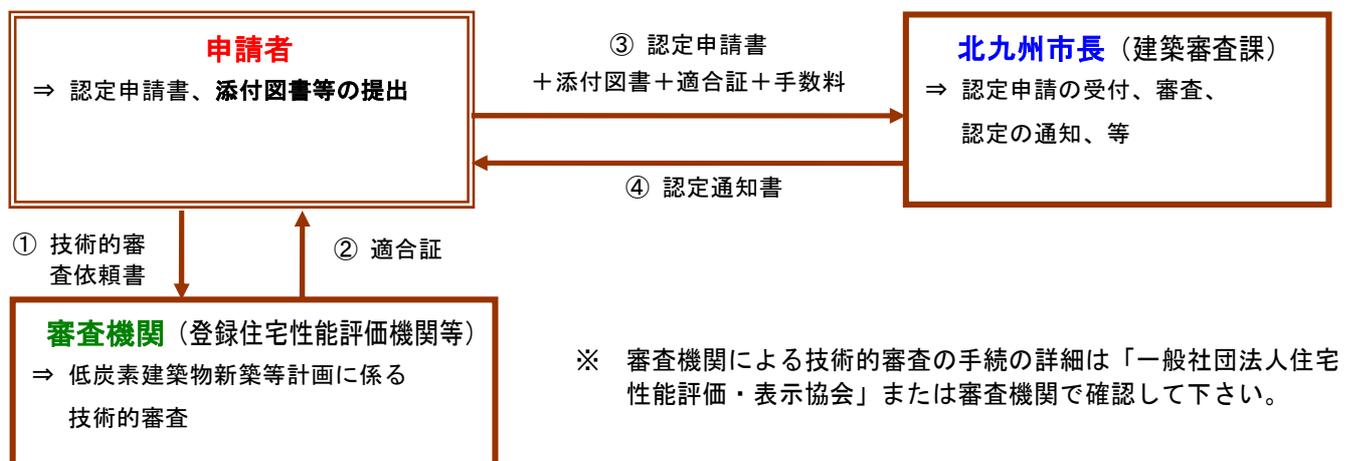
認定を受けた建築物については、所得税等の税制優遇や容積率緩和措置の対象となります。

(※ 基準その他の詳細については、国土交通省や関係機関のホームページをご覧ください。)

2 認定手続き

標準的な認定申請手続きは、

市への認定申請前に、あらかじめ登録住宅性能評価機関等により、都市の低炭素化の促進に関する法律に定める認定基準に適合しているかどうかの技術的審査（事前審査）を受けて、当該機関が発行した「適合証」を添付し、市へ認定申請をする「事前審査型」です。



- ◆ 低炭素建築物の認定を受けるには、**建築工事の着手前に認定申請を行う必要があります。**
- ◆ 認定申請書等は建築審査課へ**持参**して下さい。なお、**認定申請の受付時には手数料が必要**となります。
- ◆ 認定を受けた低炭素建築物の**工事が完了した際には、速やかに「建築工事が完了した旨の報告書」を建築指導課まで提出**して下さい。

お問合せ & 認定申請受付窓口

北九州市建築都市局指導部建築審査課(市役所13階) TEL:093-582-2535

北九州市ホームページ(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>)で「低炭素建築物の認定」で検索

※ 認定申請様式はホームページからダウンロードできます。